

「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要」に対する意見の概要及び意見に対する考え方について(本件省令に係る部分のみ)

13. 汚染土壌処理業の許可の申請に関する規定の新設(法第22条関係)

分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
汚染土壌処理施設の定義について	<p>汚染土壌処理施設の定義を各施設類型ごとに明確化して省令に記載すべきである。さらに施設の解釈に関するガイドラインのようなものを作成していただきたい。(他10件)</p> <p>「埋立処理施設」について、既に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃掃法」という。)に規定する管理型処分場の許可を受けていれば、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の構造等の基準を遵守するとみなす旨明記されたい。また、許可申請の際、廃掃法に基づく管理型処分場の許可を受けていればその資料を代用できることや、海域の埋立処理施設については地下水の調査は不要である旨も併せて明記されたい(他1件)。</p> <p>浄化処理施設の前工程として異物の分別設備を設置する場合は全体として浄化処理施設として扱うといった前処理設備の扱いを定めるべき。また分別等処理施設以外の汚染土壌処理施設が分別等処理施設を併設している場合はどのように記載すべきか(他3件)。</p> <p>汚染土壌にコンクリートくずが混入しているということは、現場から搬出される地点で廃棄物扱いにしなければならないのではないか。また、土壌汚染対策法が適用される「汚染土壌」と廃棄物処理法が適用される「コンクリートくず」の運搬・処分において、それらの混合物を取扱う場合、両法律の適用関係及びどのように区分されるのか、明確にしてほしい(他2件)。</p> <p>分別処理施設で処理を行う場合は、薬剤の注入等により特定有害物質が揮発することなどがあることから、処理する土壌に含まれる特定有害物質の性状および濃度等が変更しないような処理に限定する旨を追記すべきである(他1件)。</p> <p>当該要措置区域等外に搬出する前に、当該要措置区域等に隣接した同一敷地内において、汚染土壌に混入しているコンクリートくず、岩等の分別を行うことを目的とした施設を設置する場合は、法第22条の適用外とされたい。</p>	<p>省令案で示した汚染土壌処理施設を以下のとおり省令において定義し、申請書の記載事項としていずれかの施設名を記載することとします。</p> <p>一 浄化等処理施設 汚染土壌について浄化(汚染土壌に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌汚染対策法施行規則第十八条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。)、溶融(汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、同規則第十八条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。))又は不溶化(薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないうに当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。)を行うための施設(次号に掲げる施設を除く。)</p> <p>二 セメント製造施設 汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設</p> <p>三 埋立処理施設 汚染土壌の埋立てを行うための施設</p> <p>四 分別等処理施設 汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設</p> <p>施設の種類の考え方については、別途通知等でお示しすることを予定しています。</p> <p>汚染土壌処理業の許可に当たっては、汚染土壌の適確な処理の確保という観点から、適切な構造を有しているか等を審査する必要があるため、申請書中の添付資料の省略はできないものと考えております。埋立処理施設において地下水の測定は免除されません。</p> <p>分別等処理施設については、独立した汚染土壌処理施設の種類の一つとして位置付けました。また、分別等処理施設で分別等のみが行われた汚染土壌については、改めて処理するために他の汚染土壌処理施設に搬出する以外の目的で搬出することは認めないこととしました。お示しの事案が同一事業場の敷地内における一つの汚染土壌処理施設に浄化処理施設と分別等処理施設が併設されていることを想定しているのであれば、かかる汚染土壌処理施設は、二つの種類を併せ持つ一つの施設として、一つの許可申請手続で足りると考えます。</p> <p>廃掃法に規定する廃棄物に該当するものがあると考えられる場合、当該汚染土壌については、土壌汚染対策法に基づく規制のほか、廃棄物として廃掃法に基づく規制も併せて課せられることとなります。現場から搬出されるものが、全体として汚染土壌又は廃棄物のいずれかに整理できれば土壌汚染対策法又は廃掃法のみの規定の適用を受け、いずれにもよりがたく汚染土壌と廃棄物が混合されたものであれば両法の規定の適用を受けることになり、これらによるべきかは、現場から搬出されるものの状態に応じ、個別に判断されることとなります。</p> <p>汚染土壌処理施設の種類にかかわらず、汚染土壌又は特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透並びに悪臭の発散を防止することを義務付けました。</p>
申請書の記載事項について	<p>二箇所の要措置区域の汚染土壌を混合希釈することで基準達成ができるため、汚染土壌処理施設で適切な処理を行うためには複数の保管施設を有していることが必要である。申請書の記載事項のうち、「保管施設の容量」を「保管施設の数及びそれぞれの容量」に変更されたい。</p> <p>汚染土壌処理施設で処分するために保管する汚染土壌の保管設備及び処理後の土壌あるいは製品(溶融物等)の保管設備並びに汚染土壌を汚染土壌処理施設に運搬するために一時的に保管する積替えのための保管設備を区分して設置するように条文を整理してほしい。</p> <p>申請書の記載事項のうち、「当該汚染土壌処理施設で処理した土壌を搬出する場合の搬出先となる汚染土壌処理施設」とあるが、健全土(浄化土壌)を「汚染土壌」と表現するのは、適切ではないのではないか。</p>	<p>混合希釈を行うのみでは、依然として汚染土壌として土壌汚染対策法の規制を受け続けることとしました。同一の汚染土壌処理施設に設けられる保管設備については、容量を示す書類やその構造を明らかにする図面を申請手続において提出させることとしました。</p> <p>汚染土壌処理施設において汚染土壌を保管するための設備は処理基準の適用を受ける一方、運搬の際の一時保管施設は運搬基準の適用を受けます。なお、処理を終えて健全土となった土壌を保管するための施設は、汚染状態にない以上土壌汚染対策法の適用を受けることはありません。</p> <p>汚染土壌処理施設の全てが健全土とすることができるわけではないため、健全土にならない土の搬出に当たり必要な事項として定めたものです。</p>

申請書の添付書類及び図面について	汚染土壌処理施設を設置する敷地に係る土地の登記簿謄本と公図の写しを添付すべき。	汚染土壌処理業の許可の申請時に、申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類を添付させることとしました。この書類としては例えば、登記事項証明書等を利用することができることを通知等によりお示しする予定です。
	申請者が法人である場合に、法第22条第3項第2号ハに規定する役員が同号イ又はロに該当しない者であることを誓約する書面を提出させるべき。	貴見のとおり。追加いたします。
	住民票や後見登記に係る登記事項証明書に係る規定は削除すべき(他1件)。	申請者(申請者が法人である場合には、その事業を行う役員を含む。)について、未成年者、成年被後見人及び被保佐人であることを欠格要件に位置付けていないため、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の添付は不要としますが、申請者が法第22条第3項第2号イからハまで該当しないことは欠格要件に位置付けられているため、関係機関への照会等のため、当該者に係る住民票の写しを添付させることとしました。
	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であることを誓約する書面」を加える。	法律上、欠格要件として御指摘の事項を掲げていないため、御指摘の書類の提出を省令で義務付けることは不適當であると考えます。
	汚染土壌浄化施設の許可申請において、施設建設前のブランクデータとして環境モニタリングデータ(土壌、大気、地下水、など)採取を1回行う、との記載が必要ではないか。	事業開始前の周辺環境の状況いかにかわらず、事業実施中に一定の基準を超過して周辺環境に影響を及ぼすことを認めないという趣旨であることから、御指摘のブランクデータは不要と考えます。
	業の許可申請を行った場合に、いつ都道府県知事が処理業の許可を出せるのか(法律施行前か施行後なのか)が不明なため、業の許可申請に対応する、許可の交付に関する事項も明記すべき。	改正法附則第1条ただし書により、改正法の施行前に行うことができるようになる行為は汚染土壌処理業の許可の申請のみであることから、改正法施行前に許可をすることはできません。
	法14条の申請に係る土地所有者の合意書の提出については、許可後に土地所有者が変更された場合の扱いが不明確で、十分な運用ができない場合が想定されるため、汚染が発見された場合は、土地所有者の合意の有無に関わらず要措置区域等に指定する仕組みとすべき。	許可申請時の合意が所有権を承継した者をも拘束することはできないため、合意を得ることの見通しを示す書類を添付させることとします。法第14条の自主申請の制度を活用して区域指定を行うことから他の土地所有者等の合意が必要です。
	引受承諾書の記載部分で、新たな承諾書の申請は、その都度延滞無く手続きがなされるのか。	都道府県知事において、適切な期間内に手続が行われるものと考えます。
	引受承諾書の記載部分で、当該箇所を「チ 分別等処理施設又は浄化処理施設については、当該施設における処理後の土壌の処理方法を記載した書類」とし、「及び再処理を行う汚染土壌処理施設の設置者の引受承諾書」の文言を削除されたい。	処理を行ってもなお健康被害が生ずるおそれのある状態の土を処理するためには許可を受けた汚染土壌処理施設に搬入する必要があり、受入体制が整っていることを確認することが必要と考えております。
汚染土壌処理業の許可基準について	汚染土壌処理業の許可について別の二つの施設を同じ敷地内におく場合、許可は一つになるのか。また、一つの施設で許可を既に取得している事業者が、同一敷地内において新たに別の施設を設置しようとする場合、これは設置許可かそれとも変更許可となるのか。	同一の敷地内に複数のプラントが設置されているような場合であれば、一つの許可申請行為で足りることと整理する予定です。また、既設の汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地内に他の汚染土壌処理施設を新設しようとする場合には、変更許可の対象とする予定です。
	汚染土壌処理の隣接地の所有者はもらい汚染の不安を恒久的にかかえることとなるため、工場内等にハード面での対策を義務付ける必要がある。	汚染土壌処理施設に関しては、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等や地下浸透の防止の措置を講じていることを許可の要件としました。
	埋立処理施設には保有水の集排水設備の設置を基準として定めるべき。	汚染土壌処理施設に係る事業場から排水が生じる場合には排水処理施設の設置が必要であることとしました。
	埋立処理施設に係る地下浸透防止措置の基準は、より具体的に示すべき。	基準の目安は、通知等によりお示しする予定です。
	地下水の水質汚濁を監視するための施設については、地下水の流向を把握した上で、原則として施設に係る敷地の上流及び下流の2箇所に設けることとすべき。	地下浸透防止措置の効果を検認することを目的とするものであることから、地下水の流向が把握されている場合にまで、あえて上流方向を測定させる必要はないと考えています。
	浸透防止措置を図る範囲及び堰堤の設置範囲は、汚染土を容器から取り出して浄化処理などを行う施設建屋や構造物が設置されている範囲(堰堤の場合は周囲)のみでよいことを明記すべき(他5件)。	汚染土壌処理施設に係る事業場全体からの特定有害物質等の地下浸透を防止する構造とするか、そのための措置が講じられていることが必要であることとしました。
	環境大臣が定める措置の具体的方法を記載するべき。	別途告示により規定します。
	浄化処理施設に係る施設の能力として「…汚染状態が…環境省令で定める基準に適合すること…」とあるが、「不溶化処理」の場合、第二溶出量基準以下に不溶化処理する場合が大半で、法第6条第1項第1号の基準には適合しないのではないか。	不溶化を浄化と区別して位置づけるとともに、許可基準のうち汚染土壌処理施設に係るものとして「申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に応じた汚染土壌処理施設であること」と規定しました。

<p>汚染土壌処理施設の能力の基準として、以下の2項目を追加すべきである。</p> <p>○産業廃棄物の許可を有する埋立処分施設であって、当該産業廃棄物処理施設における受入基準に適合しない程度に汚染された土壌を受け入れる可能性がある場合は、廃棄物と汚染土壌を区分する遮水工、汚染土壌専用の浸出水の処理施設を有していること。</p> <p>○分別等処理施設であって、汚染土壌に非意図的に残存する廃棄物等を分別する場合、廃棄物等の種類ごと(又は処分先ごと)の保管場所を有していること</p>	<p>汚染土壌処理施設の基準は、廃棄物処理施設の基準と別個のものとして規定されることとしており、当該汚染土壌処理施設の基準に照らして支障のない汚染状態にある汚染土壌を受け入れることとしています。</p> <p>また、分別等処理施設における処理の過程で生じた廃棄物の保管については、廃掃法により別途規制される事項となります。</p>
<p>汚染土壌処理施設から排出される水を公共用水域又は下水道に排出する場合には、「・・・水質汚濁防止法第3条又は下水道法第12条の2に規定する排水基準に適合させて公共用水域又は下水道に排水・・・」と下水道法へ排水することを加える必要がある(他1件)。</p>	<p>下水道に排出する場合にあつては下水道法の規制に準じて定める基準に従うこととしました。</p>
<p>汚染状態の測定とは何を示しているかが分からなければ、どのような測定施設を設ける必要があるかが分からないため、排水の汚染状態を測定する施設の具体的な内容について明記すべき。</p> <p>また、計量証明等が必要な施設となれば、処理業者への負担が多大なものとなるため、自社内分析も認めるべき。</p>	<p>排水の汚染状態を測定することとは、水質測定を行うことを指します。</p> <p>計量証明は必須事項にはしていません。</p>
<p>用語として「ガス」を「気体及び粉じん」に変更されたい。</p>	<p>「大気中に排出される有害物質」に係る処理設備及びその量の測定設備と修正しました。</p>
<p>浄化処理施設において汚染土壌を処理した後、浄化土壌であることの確認方法を明確に規定すべき。</p>	<p>処理した土壌を健全土として搬出する場合の規定は省令案で既にお示ししています。測定方法は法第16条第1項の環境省令で定める方法によります。</p>
<p>汚染土壌の処理を的確に行うに足る知識及び技能について具体的に示すべき(他2件)。</p>	<p>省令において具体化し、汚染土壌の処理の事業について一切の責任を有する者を置くことや一定の実務経験と資格を備えた者を技術管理者として配置することとしました。</p>
<p>経理的基礎の具体的な判断基準を示すべき(他3件)。</p>	<p>判断基準の目安は、通知等によりお示しする予定です。</p>
<p>許可の基準として「知識、技能」、「経理的基礎」などが挙げられているが、「地域の生活環境の保全」の観点からの基準も設けるべき。</p>	<p>生活環境の保全の観点については、悪臭の発散の防止等の基準において反映されています。</p>
<p>汚染土壌処理施設については、建築基準法第51条の適用を受けるべき(他1件)。</p>	<p>都市計画区域内における特殊建築物の位置の制限は、建築基準法の体系において検討されるべきものと理解しています。</p>
<p>汚染土壌処理施設は産業廃棄物処理施設と同じく、住民の側から反対を受ける可能性が高い。生活環境影響調査の実施、調査結果の縦覧、住民等の意見徴収等の規定を盛り込むべきであるとする(他1件)。</p>	<p>事業開始前の周辺環境の状況いかにかわらず、事業実施中に一定の基準を超過して周辺環境に影響を及ぼすことを認めないという趣旨であることから、御指摘の生活環境影響調査の実施等は不要と考えています。</p>
<p>設備等に関する基準については明確に示されたい。</p>	<p>許可に係る施設の基準は省令で具体的にしています。</p> <p>基準の目安は、通知等で示すことを検討します。</p>

14. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理の基準(法第22条第6項関係)

分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
汚染土壌の処理に関する基準について	<p>処理基準にいう事業計画の定義と範囲を示すべき。</p>	<p>「事業計画に従った汚染土壌の処理を行わなければならない。」という部分については、条文上は、例えば「浄化等処理施設にあつては、汚染土壌の処理の方法に従って行うこと」とする等具体化を図りました。</p>
	<p>「汚染土壌の処理に関し、水質汚濁防止法、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法、・・・(中略)・・・その他生活環境の保全に関する法令及び条例を遵守しなければならない。」とあるが、どの部分を遵守しなければならないのか明確にすべき。</p>	<p>通知等により例示することを検討します。</p>
	<p>汚染土壌の処理に伴って発生する汚水及びガスの排出規制及び測定義務については、処理する特定有害物質に限定すべき(他2件)。</p>	<p>水質汚濁防止法や大気汚染防止法における水圏や大気圏に排出されることにより健康被害をもたらす物質や項目に係る規制と同様の内容を土壌汚染対策法独自の規制として位置づけるものです。</p>
	<p>「排水基準全項目を毎月測定しなければならない」となっているが、産業廃棄物管理型最終処分場を埋立処理施設とする場合は、排水基準全項目の測定は年1回にして頂きたい。同様に地下水環境基準項目全項目の測定についても産業廃棄物管理型最終処分場を埋立処理施設とする場合は、最初から年1回にして頂きたい。</p>	<p>排水の測定については維持管理の目的も含め、月に1回程度行うことが望ましいと考えています。</p> <p>地下水については、3月に1回以上の測定を1年間行い、継続して基準適合が確認された場合には年に1回以上の測定で足りる。</p>
	<p>地下浸透防止に関する規定は、「汚染土壌処理施設から排出される排水又は廃液の特定有害物質濃度が環境基準に適合しない場合は地下浸透させてはならない。」とすべきである。</p>	<p>汚染土壌処理施設において土壌汚染を引き起こすことはあつてはならないため、特定有害物質等を含む水を浸透させることは許容できません。</p>
	<p>「汚染土壌処理施設の地下水の下流域の地下水の水質を3月ごとに測定しなければならない。」とあるが、同施設を設置する以前から、当該エリアの地下水が地下水環境基準を超過している場合は、何を目的に地下水モニタリングをする事になるのか。</p>	<p>新たな地下水汚染を引き起こしていないことを確認することになります。</p>

<p>地下水を測定した結果、基準を超過していた場合は、モニタリング結果が公表され、改善命令等が出されるのか方針を示していただきたい。</p>	<p>地下水に係る処理の基準としては測定することのみが定められていることから、地下水基準不適合のみをもって処理基準違反を構成することはなく、改善命令が発出されることもありませんが、汚水の地下浸透が疑われ、それが明らかになれば処理基準違反となります。 モニタリング結果については、法第22条第8項による記録及び閲覧義務の対象となることが予定されているほか、都道府県知事による法第54条第4項の報告徴収の対象となり、当該都道府県知事の判断で、これを公表する可能性もあります。</p>
<p>地下水浸透の防止措置として環境大臣が定める措置の具体的方法を記載すべき(他1件)。</p>	<p>別途告示により規定します。</p>
<p>同じ水に対して汚水、排出される汚水、排出される水、排水水という言い方を変えているが、排水に統一すべきである。</p>	<p>省令において「汚水」と「排水水」に分け、定義を明らかにしました。</p>
<p>排水の基準及び測定義務としてダイオキシン類を追加すべき(他1件)。</p>	<p>排水の規制を整理することにより、ダイオキシン類についても規制対象に含めることとしました。</p>
<p>周辺環境影響の観点から、特定の物質のみ測定義務及び排出基準を設定する理由はなく、全ての特定有害物質について測定義務及び排出基準値を定めるべき。 また熱処理を行う施設にあっては測定のみを行う物質として硫黄酸化物、ばいじん及び粉じんを追加すべき(他1件)</p>	<p>排気に関しては、大気汚染防止法の有害物質について規制基準を設けました。また、この有害物質に加え、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のうち指針値が設定されているものや汚染土壌の処理に伴い発生する可能性のあるものについて測定義務を設けています。その他については規制対象とはしないこととしました。</p>
<p>処理前の汚染土壌の保管中に揮発した第一種特定有害物質についても「発生する気体」に含むものとすべき。また、分別処理施設についても処理中に第一種特定有害物質の揮発が想定されるため、対象に加えるべき。</p>	<p>全ての汚染土壌処理施設において特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透並びに悪臭の発散を防止する必要があることとしました。</p>
<p>汚染土壌の移動を行う際の、汚染土壌の飛散を防止する設備としては、「建屋又はテント内において」との記載でよいのではないか。</p>	<p>粉じんが飛散しにくい構造の設備のひとつとして建物、テントが含まれるものと考えます。</p>
<p>「それぞれ当該各号に掲げる基準に適合しないガス」とあるが、基準適合とは省令案に示された数値の「以下」か、「未満」か。</p>	<p>「以下」です。</p>
<p>特定有害物質の大気中に排出する場合の測定について記載があり、「浄化処理施設」、「セメント等製造処理施設」のみを対象とした記載となっているが、その他の施設から排出される場合、測定は不要と解してよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
<p>海上埋立処理施設での措置について明示されたい。</p>	<p>埋立等処理施設が備えるべき構造については許可基準として省令に規定しました。</p>
<p>ガスを排出する場合に、測定しなければならない排出口について、測定する箇所を明確にすべきである(他1件)。</p>	<p>排出口における大気中へ排出される有害物質の量を測定させることとしました。</p>
<p>ポリ塩化ビフェニルによる汚染土壌を処理する施設にあっては、ポリ塩化ビフェニルとダイオキシン類の排出基準値を追加すべき</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル及びダイオキシン類については、排出基準を設けず、測定のみを行うこととしました。</p>
<p>「異なった区域から搬出された土壌と混合したもの又は不溶化処理を行ったもの」について、当該施設での扱いを明確にするため、(5)⑩「異なった区域から搬出された土壌と混合したもの又は不溶化処理を行ったものについては、土壌の特定有害物質による汚染状態(種類及び含有量基準超過、溶出量基準超過又は第二溶出量基準超過の別)及び体積を表示した掲示板を見やすい場所に掲げなければならない。」を追加されたい。</p>	<p>異なった要措置区域等から搬出される土と混合されたものであっても適切に浄化がなされ、その確認がされたものは健全土として取り扱うことができるものし、また、不溶化のみを行った汚染土壌は、改めて処理を行うために他の汚染土壌処理施設に搬出する以外の目的で搬出することはできないこととしました。このため、汚染土壌処理施設の表示義務については、その種類、処理する汚染土壌の汚染状態等を見やすい場所に表示させることで足りるものとした。</p>
<p>浄化処理施設のひとつである「不溶化処理施設」から搬出される土壌は、全特定有害物質検査の結果、環境省令で定める基準に適合したものであっても、当該施設外に搬出してはならないか、あらかじめ搬出先として届け出た汚染土壌処理施設に搬出することになるが、全特定有害物質検査の結果、環境省令で定める基準に適合したものを、汚染の除去等の措置である「不溶化埋め戻し」の埋め戻し材として利用できないか(他1件)。</p>	<p>省令案で示した浄化処理施設を、省令においては浄化等処理施設とするともに、浄化と不溶化を区別して定義しました。その上で、不溶化した土壌は健全土として搬出されることはなく、あらかじめ届け出た汚染土壌処理施設にのみ搬出されることとしました。</p>
<p>「…第二溶出量基準に適合しない土壌を埋立処理施設に搬出場合を除く。」とありますが、第二溶出量基準に適合しない土壌を埋立処理施設に搬出する事は出来ないのではないか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
<p>許可権者との協議の上、浄化記録を保管するなどの一定の条件のもとであれば異なった区域から搬出された土壌同士の混合を認め、混合した土壌であっても浄化処理施設において浄化処理を行い、法第6条第1号の環境省令で定める基準に適合すれば、健全土として搬出できるようにしていただきたい。 また、全特定有害物質を検査することは、要措置区域等を設定した際に処理対象になっていない物質まで検査を義務づけることであり、過大規制であり、『履歴や汚染状況調査等によりおそれのある汚染物質が特定できる場合には、おそれのある物質のみでよい』とすべき(他8件)。</p>	<p>異なった要措置区域等から搬出される土と混合されたものであっても適切に浄化がなされ、その確認がされたものは健全土として取り扱うことができるものとします。 汚染土壌処理施設から健全土として搬出される土に関しては、それ以降土壌汚染対策法の適用を受けることがなくなることから、全ての特定有害物質について汚染状態にないことを確認する必要があります。</p>

<p>あらかじめ搬出先として届け出た汚染土壌処理施設も含めて、改めて管理票を交付するという考え方でよいか。また予め交付しない場合は、基本的には当該施設から搬出することは出来ないとするのか</p>	<p>汚染土壌処理施設から汚染のある土壌を搬出する場合には管理票の交付が必要になります。</p>
<p>セメント等製造施設での品質管理方法及び品質基準について、特定有害物質の測定方法や、その他の要件及び自治体の審査の方法を具体的に明示して頂きたい(他3件)。</p>	<p>セメント製造施設にあつては、申請者は製造されるセメントの品質管理の方法を申請書に記載するとともに、汚染土壌処理業者は申請書に記載したセメントの品質管理の方法のとおりセメントを製造しなければならないこととされました。</p>
<p>二箇所以上の要措置区域の汚染土壌を混合希釈することで基準達成ができるため、分別等処理施設だけでなくすべての汚染土壌処理施設で、二箇所以上の要措置区域等の汚染土壌を混合することを禁止する必要があるのではないのか。</p>	<p>御懸念の事項については、混合のみを行うことを処理とは位置づけないため、問題としないと考えます。異なる要措置区域等から搬出される土と混合されたものであっても適切に浄化がなされ、その確認がされたものは健全土として取り扱うことができるものとなりました。</p>
<p>「分別等処理施設において、第二溶出量基準を超過する汚染土壌を処理する場合には、他の区域から搬出された土壌と混合してはならない。」とあるが、第二溶出量基準以下の汚染土壌の場合は、混合して処理して宜しいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
<p>⑤を以下のとおり修正すべきである。 ⑤汚染土壌処理施設に搬入された土壌から分離した物は、当該汚染土壌処理業者に処理を委託した者(排出者)により、廃棄物処理法その他の法令に従い(廃棄物は、廃棄物処理法に基づき)処理しなければならない</p>	<p>廃掃法により規制されるべき事項と考えます。</p>

その他

分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>汚染土壌処理業の許可の申請書の記載事項(法第22条第2項関係)について、法第22条第2項第1号、第2号、第3号、第5号の記載はありますが、第4号についての記載がない。 法第22条第2項第4号について具体的に記載内容の明記をされたい。</p>	<p>具体的な記載事項については、通知等で例示することを予定しています。</p>
	<p>汚染土壌処理施設数は法施行日までに対応可能数に間に合うのか。</p>	<p>法施行日には一定数の汚染土壌処理業の許可を受けられるよう、申請については10月23日からできることとしています。</p>
	<p>各事業者が経理的な基礎、処理の状況等を定期的に自治体に報告するよう、法律で規定することが望ましい。また報告義務を怠った事業所については罰則等設けて厳しく対処できるよう、法整備を検討されたい。</p>	<p>汚染土壌処理業者は、処理に関する事項について記録及び閲覧を義務付けられており、経理的基礎に関する情報を含め、改正法第54条第4項の規定により、都道府県知事による立入検査及び報告徴収の対象とされています(報告をせず、又は検査を拒む等した者に対しては、罰則あり)。 都道府県知事は、この規定に基づき、必要に応じて汚染土壌処理業者の経理的基礎や処理に関する情報を収集することが望まれます。</p>
	<p>水濁法・廃掃法などに抵触する部分があると考えられるのでこれらの先行法を土対法に合うように整備(改正)すべきであるがいかがか。 特に、埋立処理施設(内陸埋立、海面埋立、盛土構造物)の基準については、廃掃法の範疇であり地質調査を十分にを行い汚染の漏れが地下深部に拡大しないように当該地の地質条件に沿った基準を設けるべきである。</p>	<p>汚染土壌処理業が土壌汚染対策法により許可対象事業として位置付けられたことにより、汚染土壌の処理により周囲の環境に影響を与え、健康被害を生ずることのないようにするために、排水や排気に係る規定を土壌汚染対策法独自の規制として設けたものです。 汚染土壌処理施設にあつては、有害物質や有害物質を含む液体等の飛散や漏洩を防止する設備等が必要であり、御懸念の埋立処理施設にあつては、地下水のモニタリングを行う処理の規定も設けています。</p>
	<p>地域特性、地域の都市計画の方針等に応じて各自治体が個別に条例等で汚染土壌処理業について規制できるように自治体の裁量権を認める条項を法律の中に設けるべきである。</p>	<p>土壌汚染対策法上、各自治体が条例制定権の範囲内において個別に汚染土壌処理業に係る規制を設けることは否定されておりません。</p>